

Q&A

【検査等業務関連】

Q1: 審査会における年間の検査実施件数は何件程度ですか。

A: 審査会における年間の検査実施件数は10件程度となります。なお、一人の検査官が年間に担当する検査件数は3、4件程度となります。

Q2: 審査会における検査チームのメンバーは何人程度ですか。

A: 検査対象の監査事務所の規模にもよりますが、小規模であれば数名、大規模であれば10名程度となります。検査チームのメンバーは固定されておらず、検査先ごとに編成されます。

Q3: かつて在籍していた監査事務所に対する検査を担当することはありますか。

A: 原則、在籍したことがある監査事務所に対する検査を担当することはありません。

Q4: 検査期間はどれくらいですか。

A: 検査対象の監査事務所の規模等にもよりますが、一つの監査事務所に対する検査期間は、3、4か月程度となります。

Q5: 地方や海外への出張はありますか。

A: 全国の監査事務所に対して検査を実施するため、地方へ出張していただく場合があります。また、海外の監査事務所に対して検査を実施する場合や国際会議に出席していただく場合があるため、海外へ出張していただくこともあります。

なお、審査会検査においては、ヒアリングや検査資料の閲覧をオンラインで実施する、リモートでの検査も導入・実施しています。

Q6: 英語能力は必ず必要ですか。

A: 必須ではありませんが、海外へ出張していただく場合や国際会議に出席していただく場合もありますので、英語能力は高い方が望ましいです。

【任期、給与等関連】

Q1: 任期は何年ですか。

A: 任期は、原則として2～3年間となります。ただし、業務の状況等を勘案し、任期の更新をお願いする場合があります。

Q2: どのような採用形態になりますか。

A: 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員（任期付採用）として採用します。

Q3: 任期中の人事異動はありますか。

A: 原則、任期中における人事異動はありません。

Q4: 勤務時間は何時から何時までですか。

A: 勤務時間は、原則として平日9時30分から18時15分まで（休憩時間12時から13時まで）となります。（フレックス制度あり）

Q5: 給与はいくらですか。

A: 公認会計士が任期付職員として採用された場合、給与は、原則として、任期付職員法に基づき採用者の知識経験等に応じて決定された号俸に基づいて支給されます。その他、通勤手当、地域手当及び期末手当が支給されます。

(お問い合わせ先)

金融庁 公認会計士・監査審査会事務局
総務試験課総務係長

Tel: 03-3506-6000(代表)(内線2440)